

豊洲市場の認可申請手続きについて

東京都中央卸売市場豊洲市場を開場するにあたり、業務規程（中央卸売市場の位置及び面積等）及び事業計画（施設の種類の種類、規模、配置及び構造等）の変更を行うことから、卸売市場法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣に変更認可申請を行う。

（法第 11 条抜粋）第 9 条第 2 項各号に掲げる事項又は同条第 3 項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

<参 考>

【業務規程】（市場法第 9 条 2 項）

- 一 中央卸売市場の位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- 五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 六 卸売の業務を行う者に関する事項
- 七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 八 施設の使用料

【事業計画】（市場法第9条3項）

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 二 施設の種類、規模、配置及び構造
- 三 開場に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

（法第9条抜粋）認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

<開場までの流れ>

